



衣類の差し入れについて

※ ×の項目に該当する衣類の差し入れはできません。
留置施設内での保管数がすでに上限に達している場合、差し入れができないことがあります。
検査の結果、×に該当していない衣類でも、差し入れができない場合があります。

衣類	上限	○	×(差入れ不可)
上衣	3	×に該当しない スウェット、トレーナーなど	ボタン・チャック・ひも・フード・ポケット付きのもの ジャージ類、肌着類、ロングTシャツ、伸縮性のあるもの、穴が空いているもの、破れているもの、引き裂きやすいもの
下衣	3	×に該当しない スウェットなど	ボタン・チャック・ひも付きのもの ジャージ類、肌着類、伸縮性のあるもの、穴が空いているもの(ひもを通す穴は、縫って塞いであれば差し入れ可能)、破れているもの、引き裂きやすいもの
Tシャツ	4	×に該当しない 半そでのTシャツ	ボタン・チャック・ひも・ポケット付きのもの ジャージ類、肌着類、伸縮性のあるもの、穴が空いているもの、破れているもの、引き裂きやすいもの、袖のないもの
パンツ	4	×に該当しないもの	ボタン・チャック・ひも・ポケット付きのもの 伸縮性のあるもの、破れているもの
靴下	4	×に該当しない 短い靴下	ボタン・チャック・ひも・ポケット付きのもの 伸縮性のあるもの、穴が空いているもの くるぶしを超える長さのもの、指の部分が分かれているもの
半ズボン	2	×に該当しないもの	ボタン・チャック・ひも付きのもの ジャージ、伸縮性のあるもの、破れているもの 穴が空いているもの(ひもを通す穴を含む)



日用品の差し入れについて

※ 検査の結果、×の項目に該当しないものでも、差し入れができない場合があります。

すでに差し入れ数の上限に達しているものについては、差し入れができない場合があります。

	○	× (差入れ不可)
現金	1日に2万円まで	小銭はご遠慮ください
洗面用品	フェイスタオル(1枚まで) 歯ブラシ(未開封) シャンプー・石けん・歯磨き粉 は差入れ金で被留置者本人 が購入可能	シャンプー類、石けん類、歯磨 き粉、開封済の歯ブラシ、カミソ リ、バスタオル
日用品	ノート(ホチキスやヒモが付い ていないもの)	寝具、筆記用具類、化粧品、た ばこなど
書籍	被留置者1人につき、1日3冊ま で(すでに3冊差入れされて いる場合は、受付できません)	本のカバーや葉、買い物袋等 は、持ち帰っていただきます
写真	被留置者1人につき、1日3枚ま で(すでに3枚差入れされて いる場合は、受付できません)	アルバム、プリクラ
お菓子・飲料	差入れ金で被留置者本人が 購入可能	差入れ不可
弁当	窓口で差入れを受け付け (15時30分まで)	作った弁当、購入した弁当
手紙類	切手、封筒(被留置者1人につ き、1日5枚まで) 便せん(のり付けされており、バ ラバラにならないもの)	文字の書いてある手紙・メモ 二重封筒など